答　申　第　１３９　号
（諮　問　第　１４３　号）

令和８年（2026年）１月23日

鎌倉市教育委員会　様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　嘉　藤　　亮

令和６年（2024年）10月１日付け鎌教委教総第4172号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1　審査会の結論

令和５年（2023 年）11 月 27 日付けで、審査請求人が保有個人情報の開示を請求した「教育委員会にて保有する 2021 年度２学期Ａ転校に関する行政文書　・Ｂ学校 2021 年２学期全体会　・11 月４日Ａたちへの今後の指導について　・アンケート 11 月 30 日４校時の話＿回答結果について　・保護者アンケート 11 月 26 日＿ご連絡とお詫び（回答について)」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和５年（2023 年）12 月１日付け鎌倉市教育委員会指令教指第９号で行った保有個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、不開示とした情報のうち、別表１及び別表２に掲げるものは開示すべきである。

2　審査請求の主張の要旨

⑴　本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア　個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和５年（2023 年）11 月 27 日付けで個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、「教育委員会にて保有する 2021 年度２学期Ａ転校に関する行政文書　・Ｂ学校 2021 年２学期全体会　・11 月４日Ａたちへの今後の指導について　・アンケート 11 月 30 日４校時の話＿回答結果について　・保護者アンケート 11 月 26 日＿ご連絡とお詫び（回答について)」に係る保有個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を法定代理人を通じて行った。

イ　本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和５年（2023 年）12 月１日付け鎌倉市教育委員会指令教指第９号で保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ　審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和５年（2023 年）12 月 11 日付けで審査請求を行った。

⑵　審査請求の趣旨

非開示部分の開示を求める。

⑶　審査請求の理由要旨

審査請求人が令和５年（2023 年）12 月 11 日付けで提出した審査請求書、令和６年（2024 年）３月 25 日付けで提出した反論書、同年８月 20 日付けで提出した再反論書及び令和７年（2025 年）８月１日に当審査会が実施した口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア　法第 79 条第２項では、保有する個人情報の開示により開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、法第 78 条第１項第２号に該当する内容を除いて、同条同項を適用し当該情報を開示しなければならない。実施機関は本件処分で不開示とした箇所は学校側の指導・相談評価などへの支障をその理由として挙げているが、これは個人の権利利益に該当しないことから、法第 79 条第２項に基づき開示しなければならない。

イ　本件処分により実施機関は本来開示すべき保有個人情報を隠匿することで、審査請求人の知る権利を侵害している。

ウ　実施機関の主張は本件処分が法第 78 条第１項第２号及び第７号に該当することを立証できておらず、原則開示としている法にもとり違法である。また、加害者の利益を優先し、被害者の利益を軽視するものとして信義則、平等原則及び比例原則にも反し、違法である。

エ　いじめ防止対策推進法第 28 条第１項は重大事態について調査を行ったときは、学校の設置者又はその設置する学校が当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すべきと規定する。

さらにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても、学校の設置者または学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童等とその保護者に対して説明を行うべきことを要求している。

オ　こどもの安心・安全の確保のために、こどもが何に苦しんでいるかを具体的に知ることが重要である、未成熟なこどもの立ち直りを支える重要なポイントであると思うことから、情報の開示を

強く求める。

3　実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和５年（2023 年）12 月 28 日付けで提出された弁明書、令和６年（2024 年）７月 30 日付けで提出された再弁明書及び令和７年（2025 年）８月１日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

⑴　法第 78 条第１項第２号該当性

ア　「Ｂ学校 2021 年２学期全体会」の不開示部分には、開示請求者以外の者の学年、組、氏名、近況や体調、家庭状況、留意事項等が記載されている。

イ　「11 月４日Ａたちへの今後の指導について」の不開示部分には、開示請求者以外の者が学校関係者と面談した際に行った相談や依頼等の内容、開示請求者以外の氏名、学年及び組が記載されている。

ウ　「アンケ―ト 11 月 30 日４校時の話　回答結果」及び「保護者アンケート 11 月 26 日＿ご連絡とお詫び（回答について）」の不開示部分には、開示請求者以外の氏名及び同人の回答内容、メールアドレスが記載されている。

エ　これらは「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当し、法第 78 条第１項第２号に該当する。

⑵　法第 79 条第２項の適用がないこと

ア　本件処分の不開示部分のうち、法第 78 条第１項第２号に該当する部分には、氏名やメールアドレス等、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」と、当該個人についての学校内部での情報共有、当該個人のアンケート回答内容、当該個人と学校との間のやりとりに関する事項等といった機微情報が記載されている。

イ　このような機微情報については、通常他者に開示されておらず、通常開示を望まないものであるため、「開示請求者以外の特定の個人の識別することができることとなる記述等」を除いても、なお、開示すれば当該個人に不利益を及ぼすこととなることから、

法第 79 条第２項の適用はない。

⑶　法第 78 条第１項第７号該当性

ア　「11 月４日Ａたちへの今後の指導について」の不開示部分には、担任教諭が開示請求者の学校での生活、指導、相談及び評価について専門的見地からの所見を示した情報や、それに基づく方針を示した情報及び関係者とやり取りした情報が記載されている。

これらの情報は担任教諭において、学校が開示請求者の学校生活の環境を改善し開示請求者やその他適切な指導を行うべく、開示請求者等の状況について専門的知見に基づき主観的に分析した内容や、必要な関係者と協議した内容、それを踏まえた対応方針がありのままに記載されたものである。

これらの情報を開示すると、記載事項について不正確な理解や誤解を与えるおそれや、これを避けるために記録が形骸化するおそれがある。また、関係者が自己の発言や見解が開示請求者に伝わることを懸念し、率直な意見を述べることが困難となるおそれがある。さらに、学校生活の環境改善や指導を行うために必要有益な情報が得られなくなり、ひいては効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となるおそれがある。

イ　「アンケ―ト 11 月 30 日４校時の話＿回答結果」及び「保護者アンケート 11 月 26 日＿ご連絡とお詫び（回答について）」の不開示部分には、学校が行ったアンケートの回答内容及び回答日時があり、本市が行う教育事務に関する情報が記載されている。

これらの情報は、学校が開示請求者の学校生活の環境を改善したり、開示請求者やその他の者に対して適切な指導を行うために必要な情報を収集する目的で行ったアンケートにおいて、保護者らが回答した結果がありのままに記載されたものである。

アンケートについては、これらの情報を開示すると、自己の回答内容が開示請求者に伝わることを懸念し率直な回答を行うことができなくなり、学校は環境改善や指導を行うために必要な情報を得られなくなるおそれがあり、ひいては効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となるおそれがある。

回答日時については、それ自体を明らかにすることに支障はないが、回答日時を明らかにすることで回答件数が明らかになり、これを開示すると開示請求者がどのような印象を抱くか予測が

できず、その印象次第では、学校生活の環境改善や指導の実施という本アンケートの実施目的が損なわれるおそれがあり、教育事務の遂行が困難となるおそれがある。

ウ　これらの情報を開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第78条第1項第7号に該当する。

⑷　以上のことから、本件処分は妥当である。

4　審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び口頭意見陳述書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

⑴　審査請求人は、「教育委員会にて保有する2021年度2学期A転校に関する行政文書　・B学校2021年2学期全体会　・11月4日Aたちへの今後の指導について　・アンケート11月30日4校時の話＿回答結果について　・保護者アンケート11月26日＿ご連絡とお詫び（回答について）」に係る本件請求を行っている。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は対象文書を特定し、「B学校2021年2学期全体会」については法第78条第1項第2号、その他の文書については法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして、保有個人情報一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分について、実施機関が示した不開示事由に該当しない旨の主張をしていることから、本件処分に係る不開示事由該当性について、以下、検討する。

⑵　法第78条第1項第2号該当性について

ア　法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示とする旨を規定している。

イ　当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関が不開示とした箇所には、開示請求者以外の者の

学年、組、氏名、近況や体調、家庭状況及び留意事項、開示請求者以外の者が学校関係者と面談した際に行った相談や依頼等の内容、開示請求者以外の者のアンケート内容並びに学校が行ったアンケートに回答したメールアドレスが記載されていた。これらは審査請求人以外の特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

よって、法第78条第1項第2号に基づき、不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ　しかしながら、「B学校2021年2学期全体会」に記載された審査請求人の学年及び組は、同号に該当しないことから、これを開示すべきである。

⑶　法第78条第1項第7号該当性について

ア　法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とする旨を規定している。

イ　当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が不開示とした箇所には、担任教諭が審査請求人の学校での生活、指導、相談、評価等について専門的見地からの所見を示した情報、それに基づく方針を示した情報及び関係者とやり取りした情報並びに学校が審査請求人以外の者に対して行ったアンケートの回答内容及び回答日時が記載されていた。

ウ　これらを公にすると、記載事項について教員が専門的な知見に基づく評価や、経過に関する正確な記録の記載をためらい、形式的な記載にとどめることとなり、効果的、継続的な相談等の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。その結果、学校生活の環境改善や指導を行うために必要有益な情報が得られなくなり、効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となることから、学校教育に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、法第78条第1項第7号に基づき、不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

エ　しかしながら、「11 月４日Ａたちへの今後の指導について」に記載された審査請求人の氏名は、開示したとしても実施機関が主張するおそれは認められないことから、これを開示すべきである。また、当該文書のうち、別表２に掲げる項目は、当該文書の性質上、記載されることが容易に想定されるものであって、実施機関が主張するおそれは認められないことから、これを開示すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「１　審査会の結論」のとおり判断する。

５　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

（別表）開示すべき情報

別表１【法第 78 条第１項第２号該当】

該当資料名	開示すべき範囲
B 学校 2021 年２学期全体会	上から 25 行目先頭から３文字目

別表２【法第 78 条第１項第７号該当】

該当資料名	開示すべき範囲
11 月４日Ａたちへの今後の指導について	２ページ「３、当面の取り組み」中、７行目 24 文字目から 27 文字目及び８行目先頭から６文字目
	２ページ最終行３文字目から８文字目
	３ページ先頭行全て
	３ページ 11 行目全て

（別紙）

処　理　経　過

年　月　日		内　　容
R	5／11／27	保有個人情報開示請求書が提出される
	12／　1	保有個人情報一部開示決定通知書
	12／11	審査請求書が提出される （処分庁：鎌倉市教育委員会教育指導課、審査庁：教育総務課）
	12／28	処分庁が審査庁に弁明書を提出
R	6／　3／25	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	7／30	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	8／20	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	10／　1	審査会に諮問
R	7／　8／　1	第 169 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明） （審査請求人からの口頭による意見陳述）
	9／　2	第 170 回審査会で審議
	10／30	第 171 回審査会で審議
	11／21	第 172 回審査会で審議
	12／12	第 173 回審査会で審議
R	8／　1／23	答申（答申第 139 号）